

第3期 西原町まちづくり指針

〈令和7年度～令和10年度〉



西 原 町
令和7年3月

ごあいさつ

西原町では、昭和57年以来、「文教のまち西原」を掲げ、諸先輩方の努力により三次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

一方、平成23年に行われた地方自治法の一部改正により、地方自治体の自主性の尊重と創意工夫の効果を期待する観点から「基本構想」・「総合計画」の策定の法的な義務付けが廃止され、それに伴い本町においては、全国でもいち早く「基本構想」に替わるものとして、町民参画のもと「西原町まちづくり基本条例」を平成24年に制定し、将来像である「文教のまち西原」をしっかりと受け継ぎながら、今日の西原町を築いてきたところです。

また、平成30年には、これまでの三次にわたる総合計画を尊重しつつ、条例で定めた“まちづくりの4つの基本方向”に沿い、町のあるべき姿やこれからの目指すまちづくりの方向性を町民の皆様によりわかりやすく示す計画として「西原町まちづくり指針」を策定し、時代の潮流をとらえながら、喫緊の重要課題に柔軟に対応し政策効果を高めた事業展開に努めているところであります。

近年では、新型コロナウイルス感染症の蔓延や歯止めのきかない物価高騰など、町民生活に多大なる影響を及ぼす社会情勢が続いておりますが、そのような中でも、我々は希望を捨てず、創造力を働かせながら変化する社会に適応していかなければなりません。また、これまで人口増加が当然であった沖縄県においても自然減に転ずるなど、人口減少への対策も急務となっております。国においては新たに「地方創生 2.0」を起動させ、「若者・女性にも選ばれる地方」「誰もが安心して住み続けられる地方」の構築に注力していくこととしており、本町においても今後の人口減少に備えた取組を進めていかなければなりません。

本指針では、このような社会情勢への対応とともに、町民の皆様が“西原町に住んでよかった”と思えるまちづくりを推進していくための基本的な姿勢と今後4年間で取り組むべきまちづくりの方向性を定めております。

よりよいまちづくりには町民の皆様の協力が必要不可欠です。本指針は、町民、事業者、町議会、行政が互いに尊重し、協力し合い、同じ方向を目指しながらまちづくりを進めていく、まさに「指針」となりますので、皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本指針の策定にあたりアンケート調査やパブリックコメント等により貴重なご意見をいただきました皆様、若者向けワークショップに参加してくださったこどもたちに対し、心より感謝申し上げます。

令和7年3月
西原町長 崎原 盛秀



目 次

序章 はじめに

- 1. 指針策定の趣旨と役割 . . . 2
- 2. 計画期間と位置づけ . . . 2
- 3. まちの将来像と4つの基本方向 . . 3
- 4. 指針策定にあたって . . . 4

第1章 西原町の概要

- 1. 位置・地勢・人口 6
- 2. 沿革 7
- 3. 西原町の特徴 8

第2章 まちづくりの方向性

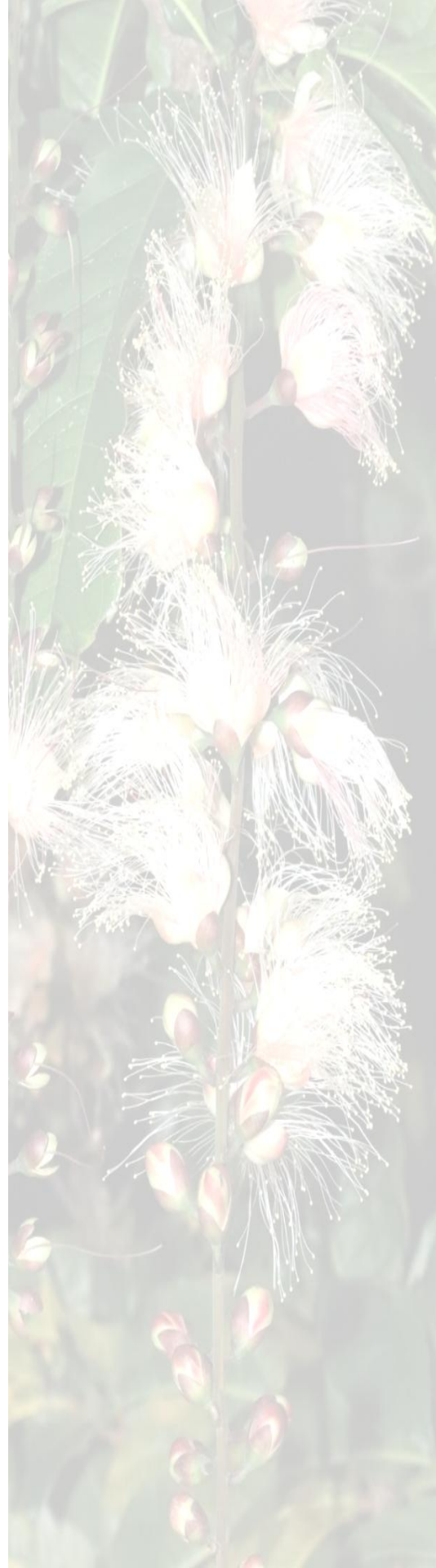
- 1. 4つの基本方向ごとの取組方針 . . 9
 - 平和で人間性豊かなまちづくり . . 10
 - 安全で環境にやさしいまちづくり . . 14
 - 健康と福祉のまちづくり . . 16
 - 豊かで活力のあるまちづくり . . 18
- 2. 町政運営の姿勢（条例第9章） . . 21

第3章 施策の実現に向けて

- 1. PDCAサイクルの確立と成果指標 . 23

資料編

- 1. まちづくりアンケート 26
- 2. ワークショップ 34
- 3. パブリックコメント 37



序章 はじめに

1. 指針策定の趣旨と役割

これまでの総合計画では10年後の長期的展望によりまちづくりの在り方が検討されてきましたが、地方自治体を取り巻く状況が目まぐるしく変わる中では、頻繁な見直しを余儀なくされること、策定に多くの時間や費用、労力を要し、策定すること自体が目的化してしまうことが課題となっていました。また、近年では計画的な行財政運営のため、各分野における個別計画の策定が進んでおり、具体的な取組はそれぞれの計画に基づいて進めることが可能となっています。

町ではこれらの点を踏まえ、平成29年度より計画期間を町長任期の4年間にあわせた「西原町まちづくり指針」を策定し、機動性・柔軟性を備えた計画的なまちづくりを推進しています。また、町民や議会、職員が一緒になってまちづくりの基本的な方向性を共有するための“指針”としての役割を担っています。

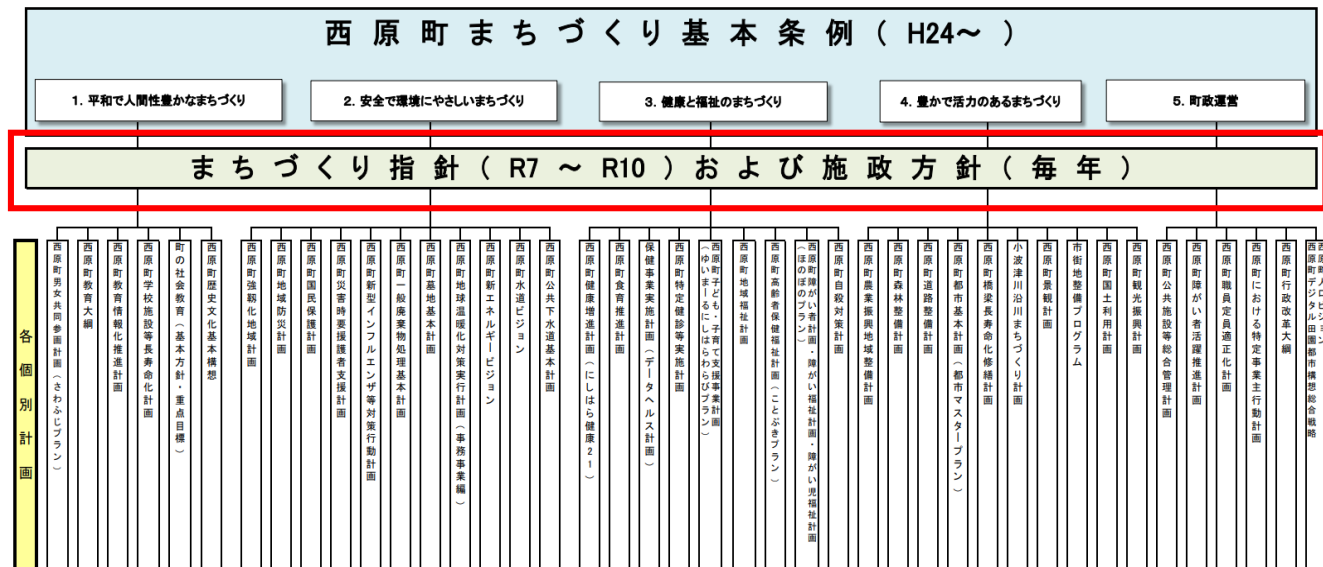
2. 計画期間と位置づけ

(1) 計画期間 令和7年度から令和10年度（4年間）

(2) 位置づけ

本指針は「西原町まちづくり基本条例」で定めた4つの基本方向に沿って進められている各分野の施策の方向性及び町政運営の姿勢を示す**西原町の最上位計画**として位置づけています。

なお、本指針は**各施策の基本的な方向性を総括して示すもの**となっており、施策ごとの具体的な取組については、毎年度の施政方針や各個別計画において示されます。



3. まちの将来像と4つの基本方向

町ではまちの将来像として掲げた「文教のまち西原」の実現に向け、「西原町まちづくり基本条例」（平成24年4月施行）において“4つのまちづくりの基本方向”を定めており、本町のまちづくりは、原則として当該4つの基本方向に沿って行われています。

文教のまち 西原

～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～

（西原町まちづくり基本条例「前文」より）

わたしたちのまち西原町は、沖縄本島東部海岸における中部と南部の接点に位置し、西原富士と呼ばれる運玉森を望む緑豊かなまちです。古くは首里王府の北（琉球語で北のことをニシという。）の直轄領地としての歴史があり、サトウキビ作を主体とした純農村地域から、近年は住宅団地の形成、工業施設や商業施設の立地等により活力あるまちへと発展してきています。一方、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため恒久平和の実現に努めてきました。そのような中であって、昭和57年度以来「文教のまち西原」をまちの将来像に掲げ、人づくり、まちづくりを進めてきており、今後も、常に新時代の潮流を見極め、西原町をとりまく国内外の社会情勢の変化に対応し得るまちづくりが求められています。

そこで、わたしたちは、これまで先人が築いてきた地域資源や伝統文化を受け継ぎ、より暮らしよくするとともに軍事基地のない平和で豊かな明るい未来を次の世代へつなげるため、共に力を合わせていかなければなりません。そのためにも、わたしたちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、ここに、これまでの西原の歴史を尊重するとともに多くの文化教育施設が立地する地域特性を活かし、すべての町民が生涯を通して学び合い、より豊かな人間性と文化を創造する「文教のまち西原」を自らの手で推進し、明日の西原町を切り拓くため、この条例を制定します。



4. 指針策定にあたって

本指針の策定にあたっては多角的な視点（図参照）により施策を検討する必要があることから、行政内部による第2期指針の効果検証のほか、アンケート調査の実施やワークショップの開催により町民の意見集約に努めました。

また、町では各個別計画においても町民参画による策定に努めており、平成30年以降に策定した計画の集計では延べ**1万人以上**の方が関わっています。



▲まちづくりアンケート（小中学生・一般）

▲若者向けワークショップのようす

(参考) 各計画策定段階における町民参画の状況

計画名称（策定年月）	町民参画の手法	参画人数 （合計）
第3期西原町まちづくり指針（R7.3月）	アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント	2,114人
西原町都市基本計画（都市計画マスタープラン）（R7.6月改訂予定）	策定委員会、アンケート調査、説明会、ワークショップ、パブリックコメント	1,353人
第3期西原町子ども・子育て支援計画（ゆいまーるにしまわらびプラン2025）（R7.3月）	策定委員会、アンケート調査、パブリックコメント	1,530人
第4次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）（R6.3月）	策定委員会、アンケート調査、パブリックコメント	865人
西原町地域防災計画（R6.3月修正）	策定委員会	35人
西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2024）（R6.3月）	策定委員会、アンケート調査、パブリックコメント	682人
西原町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン2024）（R6.3月）	策定委員会、アンケート調査、パブリックコメント	802人
にしはら健康21（第3次）食育推進計画・データヘルス計画・特定健診等実施計画（R6.3月）	策定委員会、パブリックコメント	15人
西原農業振興地域整備計画書（R6.2月）	協議会、アンケート調査、説明会、ワークショップ	434人
西原町新たな町民活躍の拠点づくり基本計画（案）（R5.9月）	策定委員会、アンケート調査、講演会・ワークショップ等	516人
第2期西原町人口ビジョン・西原町デジタル田園都市構想総合戦略（R5.3月）	策定委員会、アンケート調査、パブリックコメント	928人
西原町一般廃棄物処理基本計画（R4.4月）	策定委員会、パブリックコメント	22人
第一次西原町地域福祉計画・第四次西原町地域福祉活動計画（R4.3月）	策定委員会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント	1,029人
西原町観光振興計画（H30.3月）	策定委員会、アンケート調査、意見交換会	198人
（合計）		10,523人

第1章 西原町の概要

1. 位置・地勢・人口

■位置・地勢

沖縄本島中南部に位置し、東西約5km、南北約5km、面積15.90km²の町域を有しており、県都那覇市のほか5市町村と接しています。

（面積は県下31位）

町の北西部は海拔100mの丘陵地帯となっており南東部の平野にかけて泥岩からなる傾斜地が広がっています。

■人口（R7.1.31現在）

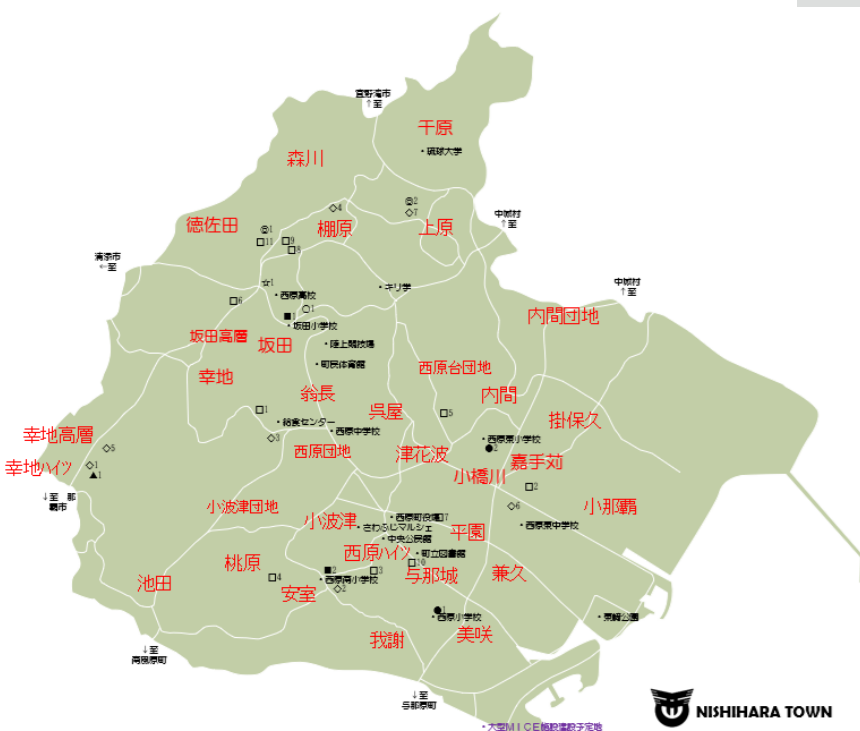
住民基本台帳人口：35,641人

男性：17,992人（うち外国人：539人）

女性：17,649人（うち外国人：258人）

世帯数：15,998世帯

（うち外国人世帯：622世帯）



【自治会】
32自治会

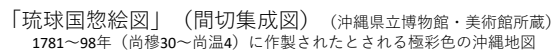
【町立学校】
小学校（4校）・中学校（2校）

【県立学校】
西原高等学校

【大学】
琉球大学
沖縄キリスト教学院大学・短期大学

【保育所・認定こども園・幼稚園】
○ 公立保育所（1か所）
□ 認可保育園（11か所）
◎ 小規模保育施設（2か所）
☆ 事業所内保育施設（1か所）
◇ 認可外保育施設（7か所）
● 公立幼稚園（2か所）
■ 公私立連携認定こども園（2か所）
▲ 私立認定こども園（1か所）

※R7.1.31現在



■沿革

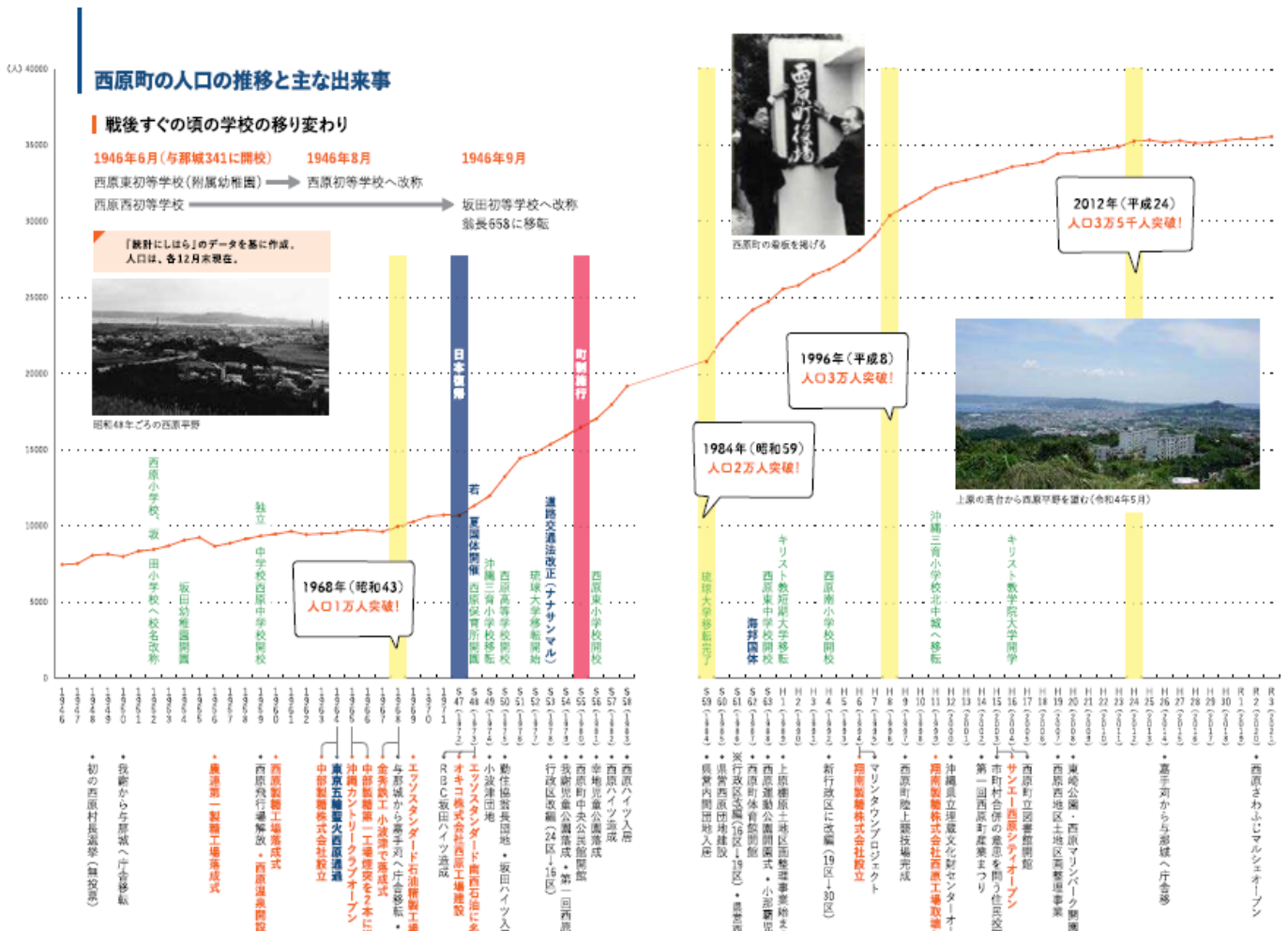
西原町の名称は、首里の北（方言で「ニシ」）にある地方ということに由来しており、間切時代の西原は、首里王府の直轄領で領域も「津堅島」「泊」「天久」「末吉」「石嶺」までに及んでいました。

【村制施行】

明治41年、特別町村制の施行により「西原村」となり、大正9年にはほぼ現在の領域になりました。

【町制施行】

昭和20年の沖縄戦では、住民の約半数が犠牲となりましたが、その後復興・発展を遂げ、昭和54年に「西原町」へ移行しました。



3. 西原町の特徴

Strengths (強み)

- 自然豊かな環境
- 都市近郊に立地
- 教育施設が充実
- 文化・スポーツが盛ん
- 発展性が高い



(まちづくりアンケートから)

- ・海も山もあって自然が豊かな
- ・治安がよくて住みやすい
- ・マーチングやスポーツが有名
- ・大型スーパーがある
- ・地域行事やまつりが楽しい
- ・地域の人がやさしい etc...



Weakness (弱み)

- 公共施設の老朽化
- 観光資源が乏しい
- 交通渋滞や狭隘な道路が多い
- 少子高齢化の進行
- 自主財源の確保



(まちづくりアンケートから)

- ・公園や遊べる場所が少ない
- ・飲食店が少ない
- ・公共工事の進捗が遅い
- ・信号機を増やしてほしい
- ・まちの魅力をもっとPRしてほしい
- ・観光客を増やす工夫をしてほしい etc...

第2章 まちづくりの方向性

1. 4つの基本方向ごとの取組指針

これまでのまちづくりの取組や成果、西原町を取り巻く現状を整理し、「西原町まちづくり基本条例」で定めた4つの基本方向及び町政運営に関する各施策をここに掲げ、今後4年間の目標として展開します。

なお、本指針では、SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）と各施策の関連についても示し、目標の達成に向け一体的に取り組めます。



平和で人間性豊かなまちづくり（条例第4条）

平和こそがまちづくりの原点であり、平和な世界の創造を目指すとともに、個人の人間性を尊重し、生涯を通して学び、文化の継承・創造が叶うまちづくり



安全で環境にやさしいまちづくり（条例第5条）

災害や事故から町民の生命・財産を守るための体制づくりや「自助」「共助」による減災に努めるとともに、美しいまちなみを後世に残していくまちづくり



健康と福祉のまちづくり（条例第6条）

町民の健康増進を大切にするとともに、地域社会全体での相互扶助により、こどもたちを大切に、年齢や障がいの有無等に左右されないやさしいまちづくり



豊かで活力のあるまちづくり（条例第7条）

地域資源を意欲的に活かしつつ、あらゆる産業の発展を目指すとともに、自然環境と調和がとれ、地域全体が活力にあふれるまちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



平和で人間性豊かなまちづくり（条例第4条）

平和こそがまちづくりの原点であり、平和な世界の創造を目指すとともに、個人の人間性を尊重し、生涯を通して学び、文化の継承・創造が叶うまちづくり



（１）平和事業の推進

去る大戦で県内でも有数の激戦地であった本町では、住民の約半数近くの尊い命が犠牲となり、現在においても毎年のように不発弾が発見されるなど未だに戦後処理が続いています。一方で、戦争体験者の減少と相まって、戦争の悲惨さが忘れ去られようとしています。

「平和の希求」については、町政の最重要課題であり、戦後80年を迎える今、町民のより一層の平和意識の高揚と恒久平和の実現のため、毎年6月の平和月間を中心に各種平和事業を展開します。

また、運動公園内夕陽の広場へ建立された「月桃」歌碑、平和の語りベアーカンプ動画等の資源を活用し、平和への想いを後世に継承します。



（２）地域活性化事業の推進

町民一人一人が幸せを感じ、生き生きと暮らすことが地域全体を元気にします。町民が積極的に地域活動に参加し、自主的・自立的な地域活性化を図っていくため、引き続き自治会や地域行事への支援を推進します。

また、西原まつりの開催や青年会活動への支援などを通じ、まち全体の活性化やシビックプライド※の醸成を図ります。

※シビックプライド…まちや地域に対する住民の誇り。まちを良くするために自ら貢献しようとする意識。



(3) 差別・偏見のない社会の実現

男女共同参画計画である「さわふじプラン」の推進をはじめ、LGBTQ+※やパートナーシップ制度※などへの理解を深め、互いに尊重し合い誰もが自分らしく活躍できる多様性の保障された社会の実現を目指します。

※LGBTQ+…レズビアン、ゲイ、バイセクシャルなど性的マイノリティ（少数者）を表す総称のひとつ。“+”はいずれにも当てはまらない多様な性を表している。

※パートナーシップ制度…同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、自治体独自に婚姻関係を証明し、サービスや社会的配慮を受けやすくする制度。



(4) 幼児教育・保育環境の充実

幼児期は人格や知力を形成する大切な時期です。こどもたちが安全な環境でのびのびと成長していけるよう、町立幼稚園の認定こども園移行の取組や保育者育成に関する取組を推進し、町内すべての教育・保育施設において質の高い幼児教育・保育が平等に提供される環境づくりを目指します。



(5) 誰一人取り残されない学びと心豊かなたくましいこどもの育成

ICTを積極的に活用し、「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童生徒の「自ら学ぶ意欲」の高揚、「自立した学習者」の育成、「確かな学力」の向上を目指します。

また、安全・安心な給食の提供によりこどもたちの健康増進や食育の推進を図るとともに、保健、安全教育などを通じた健康・体力づくりを推進し、心身ともに健やかでたくましく生きる幼児児童生徒を育成します。

さらに、人権・道徳教育の充実を図り、互いの多様性を認め合うインクルーシブ教育システム※を推進します。

※インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重を強化し、障がいの有無や程度、国籍、人種等に関わりなく同じ場で共に学ぶ仕組み。





(6) 教育環境の充実

校務のデジタル化を推進し、教師が働きやすい環境を整えるとともに、デジタル教材やICT機器の効果的な利活用による児童生徒の学習環境の充実を図ります。

学校施設については、安全・安心な教育環境の提供に努めるとともに、計画的な改修や長寿命化を推進します。



(7) 学校、家庭、地域と連携・協働した教育活動の推進

こどもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。保護者や地域住民等が学校運営の当事者として参画するコミュニティ・スクールの推進や、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動の一体的推進に取り組みます。

また、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組を推進します。



(8) 青少年健全育成の推進

SNS等の普及により青少年を取り巻く生活環境が著しく変化し、いじめや深夜徘徊、喫煙、さらには薬物乱用の問題など、厳しい状況に置かれています。関係団体と連携を図り、青少年の健全育成に努めるとともに、町民総出でこどもたちを守るという意識の高揚を図るため、健全育成にかかる功労者表彰や広報等による啓発活動に努めます。



(9) 生涯学習の振興

町民一人一人が自己研さんに努め、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習環境の確立に向け、各種事業や講座などの充実を図るなど、多様な生涯学習活動の支援に努めます。

町立図書館においては、知識の宝庫・情報拠点として最新図書への更新や多彩な企画展等の開催を推進するとともに、利用者の満足度を高めるため、読書環境の充実を図ります。



(10) スポーツ・レクリエーション活動の推進



運動公園施設や学校施設を広く開放し、町民の健康づくりや交流の場としての活用を推進するとともに、施設照明のLED化など老朽化した施設・設備等の計画的な更新を図ります。

また、関係団体と連携し、各種競技大会やスポーツ合宿誘致を推進し、町民のスポーツに対する意識の高揚及び充実した生涯スポーツの振興を図ります。



(11) 文化事業の推進

地域に残る伝統文化の保存・継承や町民の文化財保護思想の高揚を図るとともに、国指定史跡「内間御殿」（うちまうどうん）の整備を進め、町を代表する文化遺産として将来へ継承します。

町民交流センターにおいては、文化・芸術の拠点として、主体的・創造的な文化活動を支援するとともに、様々な催し物を通して、町民が文化・芸術に触れる機会の創出を図ります。



(12) 国際交流事業の推進

本町の移民の歴史などを踏まえ、移住国との国際交流や友好親善の充実を図るとともに、町内大学と連携し、国際色豊かなイベントの開催などにより多文化共生についての理解を深めながら、地域や学校との交流により国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指します。



安全で環境にやさしいまちづくり（条例第5条）

災害や事故から町民の生命・財産を守るための体制づくりや「自助」「共助」による減災に努めるとともに、美しいまちなみを後世に残していくまちづくり

（1）交通安全施設の整備と安全教育の推進



「交通安全の町」「飲酒運転撲滅の町」宣言自治体として、町民の安全確保と交通事故の未然防止を図るため、関係団体と連携し、交通安全指導や広報啓発活動を推進します。

また、こどもたちの安全確保を優先的に検討し、通学路の安全点検やグリーンベルト等の安全施設の充実に努めます。

既存道路の修繕等については、長寿命化の視点に立ち、優先順位を検討しながらスピーディーな対応に努めます。

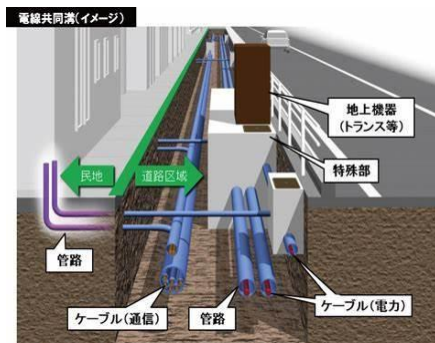


（2）消防・防災体制等の確立



全町民が「災害はいつどこで発生してもおかしくない」という共通認識をもつとともに、災害から町民の生命や財産を守るため、自主防災組織の拡充や組織力向上を推進し、町民の防災意識の高揚を図ります。

また、消防・防災体制の充実や防災行政無線の機能強化、無電柱化計画の推進により災害に強いまちづくりを目指します。



出典：国土交通省HP

（3）環境保全対策の推進



本町は海、山、川に恵まれ、豊かな自然環境がほどよく調和したまちなみが特徴です。この美しい自然環境を後世に継承していくための環境保全に努めるとともに、地球温暖化への取組や身近な環境問題の解決に努めます。

また、町リサイクルヤードを中心に、ごみの減量化・再資源化に取り組み、循環型社会の形成を図ります。

さらに、本町小那覇地区に整備地が決定したごみ焼却施設整備計画が円滑に進むよう、事業主体である南部広域行政組合と連携して取り組みます。



(4) 水道事業の充実

安全・安心な水道の提供は町民生活や産業を支える生活基盤の一つであり、将来にわたって安定的に供給していくことが大切です。区画整理事業地内の配水管整備や道路事業に併せた配水管の耐震化を推進するとともに、老朽管及び重要施設の耐震化に努めます。

また、今後の少子高齢化を見据え、経営戦略等を適宜見直しながら水道ビジョンに掲げた「安全」「強靱」「持続」の目標に向け取り組みます。



(5) 下水道事業の推進

公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水防除の達成のため、住宅密集地の下水道未整備箇所の重点整備に取り組むとともに、未普及解消に向けて早期整備に努めます。

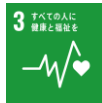
また、下水道整備済区域においては、接続率向上を図るための推進活動に取り組むほか、経営戦略等を適宜見直しながら適正な使用料の検討を行い、安定的な企業経営に努めます。



健康と福祉のまちづくり（条例第6条）

町民の健康増進を大切にするとともに、地域社会全体での相互扶助により、こどもたちを大切にし、年齢や障がいの有無等に左右されないやさしいまちづくり

（１）成人保健事業の推進



町民一人一人が健康で元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸、早世（そうせい）※の予防を目指し、「にしはら健康21（第3次）」に沿った健康づくり施策に取り組みます。

また、本町は生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合や早世率が高いため、健診・検診受診率の向上及び働き盛り世代の生活習慣病・重症化予防について、重点的に取り組みます。

※早世…比較的早く（65歳未満）に亡くなってしまうこと。



（２）医療保険事業の推進



国民健康保険特別会計の安定的な運営を図るため、累積赤字解消計画に基づき税率改定及び一般会計からの法定外繰入を実施するとともに、ジェネリック医薬品使用の勧奨、レセプト点検の強化に努めます。

後期高齢者医療制度については、今後、少子高齢化の進展により加入者の増加が見込まれるため、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度運営に努めます。

（３）母子保健事業の推進



妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てることや必要な支援につなげるための包括的な相談支援に取り組むとともに、各種予防接種事業や乳幼児健診の充実を図り、妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境づくりに努めます。



(4) 児童福祉の推進

核家族化や女性の社会進出、少子高齢化の進展により子育て環境は大きく変容しており、こどもたちの健やかな成長のためにも、子育て世帯の負担軽減は重点的に取り組んでいく必要があります。

「第3期西原町子ども・子育て支援事業計画（ゆいまーるにしまらわらびプラン2025）」に基づき、保育所及び学童保育施設の待機児童解消に向け、各施設と連携して取り組むとともに、地域と連携したこどもの居場所づくりや貧困対策などを推進し、本町の未来を担うこどもたちをまち全体で支える仕組みづくりを目指します。



(5) 地域福祉活動の推進

「第一次西原町地域福祉計画」の基本理念である「みとめあい ささえあい 感謝の絆でつながるまち 西原町」の実現に向け、「自助」「互助」「共助」「公助」の輪を広げ、住み慣れた地域で互いに支え合う「地域共生社会」を目指し、西原町社会福祉協議会と連携した取組を推進します。

また、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者についての個別避難計画の作成に向けた取組を推進します。

(6) 高齢者福祉の推進

超高齢化社会の到来が見込まれているなか、すべての高齢者が明るく主体性をもって充実した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤の充実や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組など、「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2024）」に掲げた取組を推進します。

また、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保やいいあんべー共生事業の充実・強化について、多様な主体と連携し取り組みます。

(7) 障がい者（児）福祉の推進

障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らしていけるよう、「西原町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（ほのぼのプラン2024）」に基づき、保育・教育との連携や社会参画の支援を推進します。

また、公共施設における社会的障壁の解消に努めるとともに、各種福祉制度の周知広報に努めます。



豊かで活力のあるまちづくり（条例第7条）

地域資源を意欲的に活かしつつ、あらゆる産業の発展を目指すとともに、自然環境と調和がとれ、地域全体が活力にあふれるまちづくり

（1）農林水産業の振興

農家の高齢化と担い手不足が課題となっており、その解消に向け新規就農者の確保に努めるとともに、効率的で生産性の高い農業経営の支援や認定農業者等への農地の集約・集積化に取り組みます。

また、西原さわふじマルシェを拠点とした地産地消及び六次産業化を推進します。

水産業の振興を図るため、漁業協同組合への支援や拠点産地認定のソデイカのPRに努めます。



（2）商工業の振興

町内企業への優先発注や町産品の優先使用による地元企業の育成を図り、町商工会等と連携した創業支援に取り組むとともに、町内雇用の創出を図ります。

また、関係団体や地元企業と連携した特産品開発や販売促進活動を推進します。



（3）観光振興



町観光まちづくり協会との連携を強化し、西原町の魅力発信と誘客促進を図るとともに、西原さわふじマルシェを核とした地域活性化を推進します。

また、マリンタウン地区に建設が予定されている大型MICE施設の供用開始に向け、ビジネスツーリズム※をはじめとした新たな観光需要の取り込みをねらい、県や東海岸地域サンライズ推進協議会と連携したアフターMICE※事業の検討に取り組めます。

※ビジネスツーリズム…仕事やビジネスを主な目的とした旅行。展示会、見本市への参加のほか、社員の報奨旅行も含まれる。

※アフターMICE…目的の会議開催スケジュールの前後に周辺地域の伝統文化や芸能、食文化などに触れる機会を設ける取組。



(4) 都市基盤施設の整備

本町のまちづくりの骨格となる町道路線の整備や区画整理事業の早期進捗に努めるとともに、橋梁や危険箇所の点検に努め、快適な住環境、企業立地環境の確保を図ります。

また、「西原町都市計画マスタープラン」に基づき、小那覇工業地区、徳佐田地区、幸地地区、大型MICE施設後背地などの土地利用検討地区について、土地区画整理組合設立に向けた支援に努め、早期の事業化に向け取り組みます。

アメニティ豊かな都市空間の形成を図るため、運動公園やイルカ公園（東崎都市緑地）、東崎公園をはじめとした大型都市公園のほか、地域にある各公園の安全点検に努めるとともに、施設照明のLED化に取り組み、利用者の利便性向上を図ります。



出典：沖縄県「整備基本計画」イメージパスより

(5) 公共交通の充実



高齢者の免許返納が推奨されている中、返納後の自立した生活を支援するためにも移動手段の確保は喫緊の課題となっているほか、新たな国道・県道・町道の整備計画や沖縄都市モノレールてだこ浦西駅の開業、さらにマリンタウン地区に建設が予定されている大型MICE施設など、本町をとりまく環境が大きく変容しており、まちづくりにおける公共交通の役割が重要となっています。

関係機関と合意形成を図りながら地域の実情に応じた「西原町地域公共交通計画」を策定し、公共交通の利便性の向上を図るとともに、沖縄都市モノレール延伸に向けた取組やAIオンデマンド※等を活用した新たな公共交通施策の検討に取り組みます。

※AIオンデマンド…従来の定時定路線型ではなく、AI（人工知能）を活用し、利用者の需要に合わせて運航するシステム。



2. 町政運営の姿勢（条例第9章）

多様化・複雑化する行政需要に的確に応え、持続可能な行財政運営を行っていくため、また、町民目線の行政サービスを維持していくため、以下の取組を推進します。

（1）持続可能な財政基盤の確立

これまで掲げた施策をはじめ、安定した行財政運営を行うためには、確かな財政基盤の確立が必要不可欠です。

自主財源の根幹をなす町税について、適正・公平な課税・徴収に努めるとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税制度の活用、土地利用見直しによる住宅・企業立地用地の確保などに取り組み、自主財源の拡大を図ります。

また、毎年度の事業評価による施策検証や財政シミュレーションによる将来予測を確実に行之、計画的な行財政運営に努めます。



（2）自治体DXの推進による行政サービスの向上

人口減少期の到来による働き手の減少が危惧される中、質の高い行政サービスを維持していくためにはデジタル技術の活用が重要です。

役場手続きのオンライン化やオープンデータ化等を推進し、町民の利便性向上を図るとともに、AI技術等の活用による庁内事務の省力化・効率化を図り、職員の負担軽減に取り組みます。



（3）民間活力の活用推進

多様化する官民連携手法を効果的に導入・活用し、より効率的・経済的な施設管理や事業執行体制の構築を図るとともに、町民や企業のニーズに即した運営体制等について、民間企業のノウハウの活用を推進します。

また、施設整備のみならず、包括施設管理業務委託※等の維持管理分野における導入についても積極的な検討を図ります。

※包括施設管理業務委託…施設の清掃、警備など、これまで別々に発注していた業務を一括して包括施設管理事業者にて委託契約すること。

(4) 町民参画によるまちづくりの推進

これまで、これからも、まちづくりの主役は町民一人一人です。

町民が積極的にまちづくりに参加できるよう広報・広聴活動を充実させるとともに、引き続き、主要事業にかかる住民説明会の開催や各個別計画策定時におけるアンケート調査、ワークショップ等を積極的に行い、町政運営への意見反映に努めます。

また、これからのまちづくりを担うこどもたちの声にも積極的に耳を傾け、全世代協働によるまちづくりを推進します。



★町民一人一人がまちづくりの主役です★

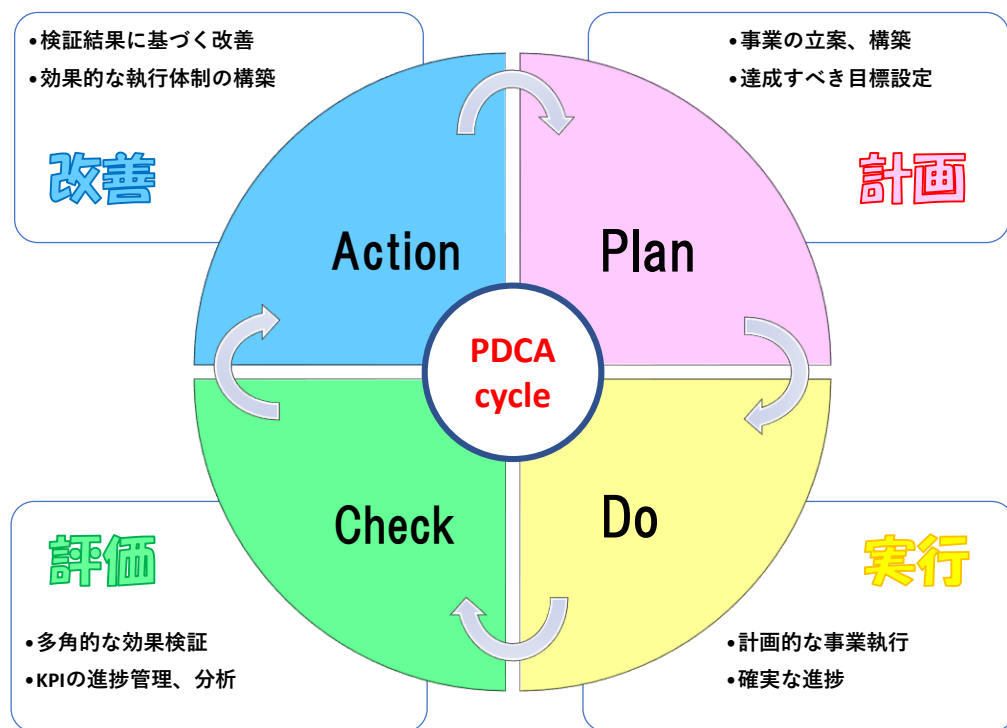


第3章 施策の実現に向けて

1. PDCAサイクルの確立と成果指標

本指針に掲げた施策の実現にあたっては、PDCAサイクルの確立が重要です。毎年度ローリング方式の実行計画において事業1つ1つの効果検証を行い、常に改善の意識をもって事業執行にあたるとともに、各施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定し、施策の進捗管理に努めます。

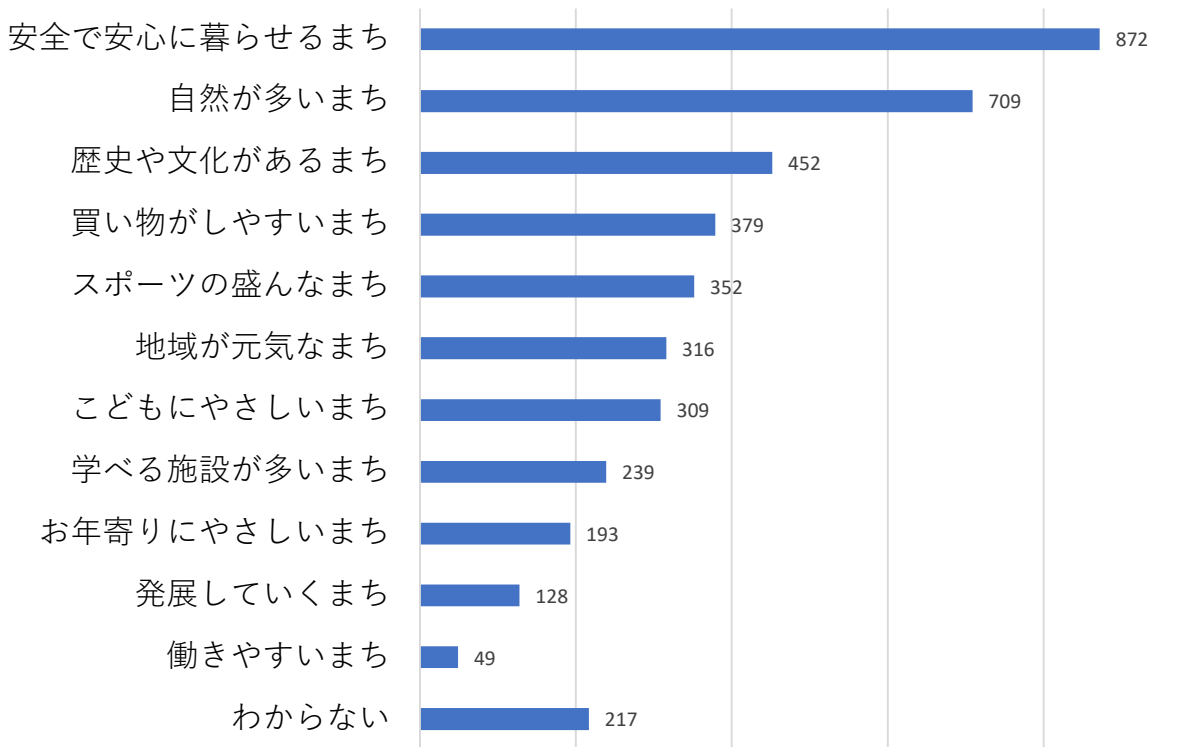
なお、KPIの進捗状況については、毎年度「主要施策の成果説明書」として議会に示していくほか、町ホームページや広報にしはらで町民のみなさまにもお知らせします。



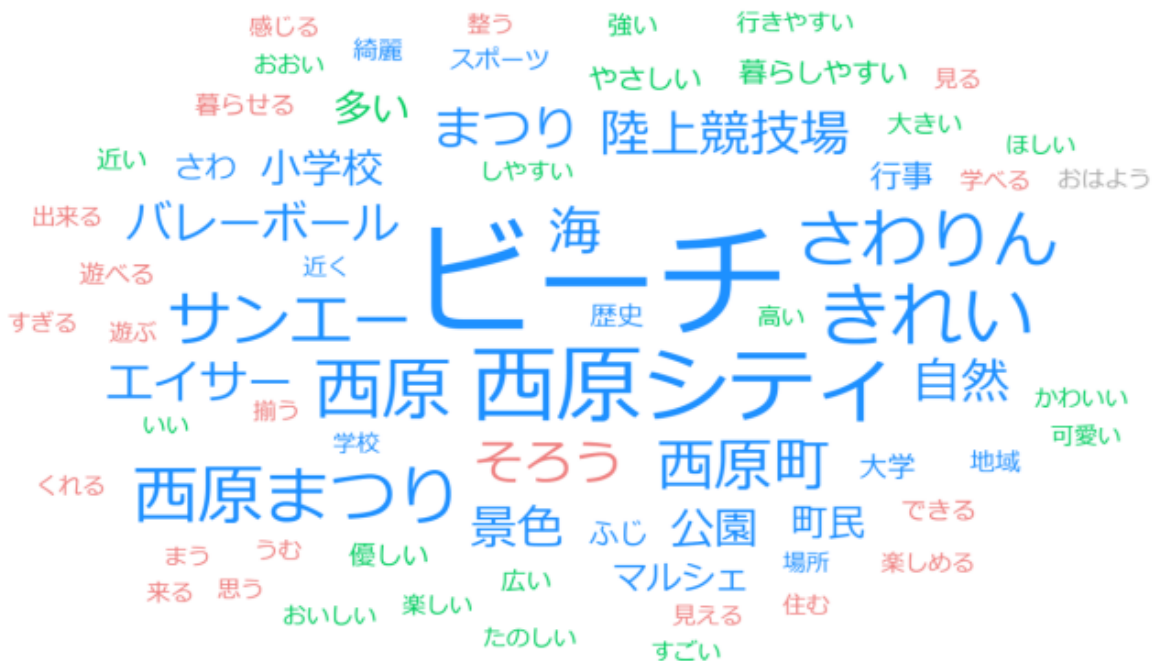
施策		KPI	基準値 (R6)	目標値 (R10)
平和で人間性豊かなまちづくり	平和事業の推進	平和事業「平和の約束」参加者数	350名	350名以上
	地域活性化事業の推進	西原まつり来場者数	22,240人 (R5)	30,000人以上
	差別・偏見のない社会の実現	町審議会における女性委員登用率	34.7%	40%
	幼児教育・保育環境の充実	町立幼稚園の認定こども園移行園数	2園	4園
		幼児教育保育に関する研修実施回数	4回/年	6回/年
	誰一人取り残されない学びと心豊かなたくましいこどもの育成	大学と連携した理科教育支援事業の授業実施回数	72時間	72時間以上
		特別支援教育支援員研修会開催数	3回/年	4回/年
	教育環境の充実	電子黒板の更新学校数	2校	6校
		デジタル教科書を活用した授業割合	60%	85%以上
	学校、家庭、地域と連携・協働した教育活動の推進	学校支援ボランティア登録者	150人	160人以上
	青少年健全育成の推進	夜間巡回参加者数	267人/年	300人以上/年
	生涯学習の振興	公民館施設利用者数	40,049人/年	50,000人/年
		図書館入館者数	71,054人/年	85,000人/年
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	西原運動公園内施設・東崎公園利用者数 (合計)	302,177人/年	300,000人以上 /年
		スポーツ合宿実施数	1件/年	2件以上/年
安全で環境にやさしいまちづくり	交通安全施設の整備と安全教育の推進	内間御殿整備計画進捗率	11% (R5)	55%
		さわふじ未来ホール利用者数	21,210人/年	24,000人以上 /年
	国際交流事業の推進	海外移住者子弟研修生受入人数	1名/年	1名以上/年
	交通安全施設の整備と安全教育の推進	交通事故発生件数（管内）	74件/年 (R5)	63件/年
		グリーンベルト整備延長	104m	300m
	消防・防災体制等の確立	自主防災組織数	17団体	22団体
		災害時備蓄食等の備蓄率	59.7%	100%
	環境保全対策の推進	資源ごみ再資源化率	9.7% (R5)	20.0%
	水道事業の充実	水道施設整備長期計画進捗率	66.9%	100%
	下水道事業の推進	下水道整備率（供用開始面積/計画面積）	38.1%	82.4%

施策		KPI	基準値 (R6)	目標値 (R10)
健康と福祉のまちづくり	成人保健事業の推進	特定健診受診率	40.4% (R5)	48%
		メタボ該当者・予備群者の割合	37.9% (R5)	35%
	医療保険事業の推進	国民健康保険特別会計累積赤字額	391,899千円	0円
	母子保健事業の推進	乳児健康診査受診率	89.7% (R5)	98.0%
		ベビースクール受講率	23.4%	30%
	児童福祉の推進	保育園の待機児童数（4/1現在）	10人	0人
		居場所づくり自治会数	13自治会	16自治会
	地域福祉活動の推進	民生委員・児童委員数	56人	60人
		避難行動要支援者名簿の作成	未作成	作成済
	高齢者福祉の推進	いいあんべー共生事業参加人数 （延人数）	15,700人	17,000人
	障がい者（児）の福祉の推進	障害福祉サービス利用件数	15,775件/年	16,000件/年
豊かで活力のあるまちづくり	農林水産業の振興	認定新規就農者数（延人数）	17人	22人以上
		ソデイカの漁獲量	508t/年 (R1～R5平均)	670t/年
	商工業の振興	西原町雇用サポートセンターにおける 就職決定者数	46人/年	60人/年
	観光振興	観光キャラクター「さわりん」の活動 回数	129回/年 (R5)	130回以上/年
		誘客・町産品等PRイベントへの実施回 数	13回/年 (R5)	13回以上/年
	都市基盤施設の整備	土地区画整理組合設立件数	0件	3件
		公園照明設備のLED化率	47%	100%
	公共交通の充実	西原町地域公共交通計画の策定	未策定	策定済
町政運営	持続可能な財政基盤の確立	財政調整基金残高（年度末時点）	962,000千円 (R5)	1,000,000千円
		一般会計地方債残高（年度末時点）	7,830,654千円	5,919,243千円
	自治体DXの推進による行政 サービスの向上	オンラインで可能な手続数	2件 (R5)	10件
		オープンデータの掲載数	3件	7件
	民間活力の活用推進	PPP/PFI等による事業実施	0件	1件以上
	町民参画によるまちづくりの 推進	町ホームページアクセス数	124,629件/年	150,000件/年

Q.西原町はどんなまちですか？（最もあてはまるもの3つまで）

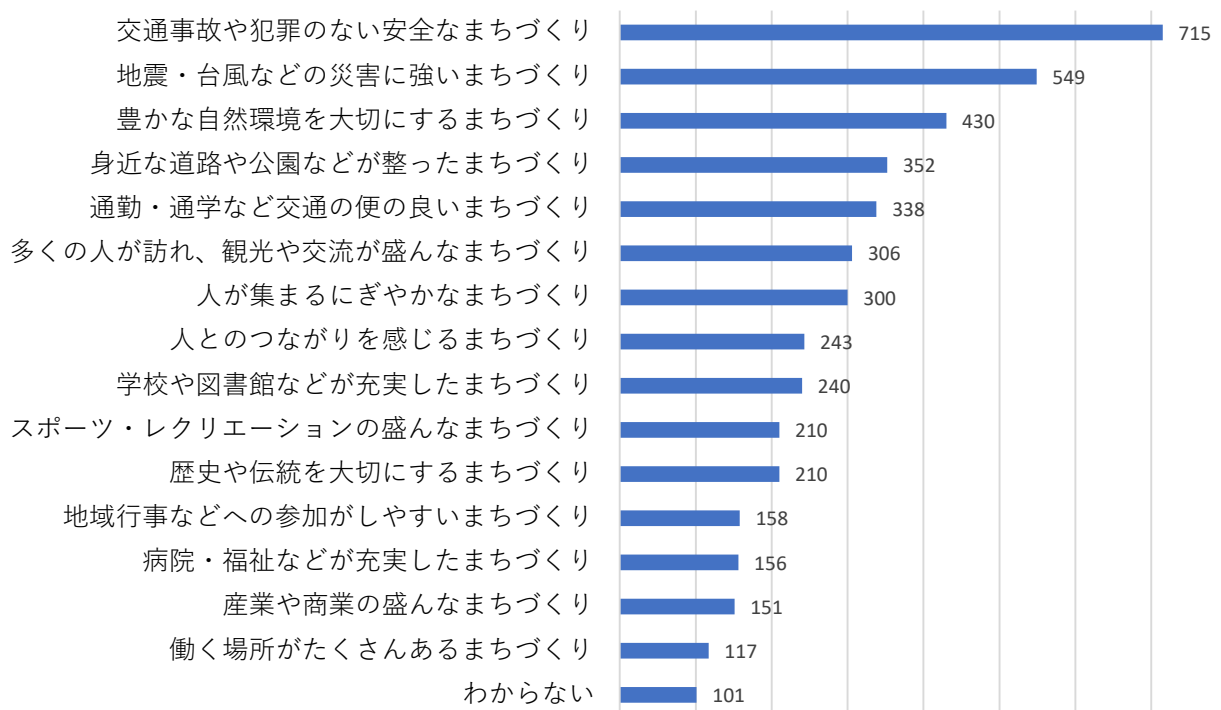


Q.あなたがオススメする（自慢できる）西原町の魅力（場所・行事など）はどこですか？

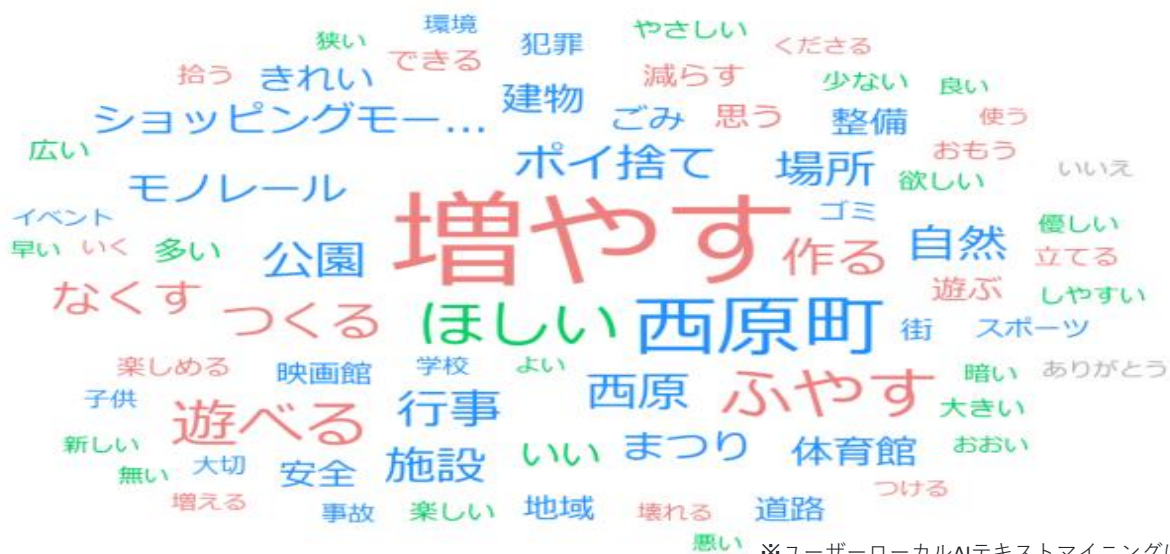


※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析
(<https://textmining.userlocal.jp/>)

Q.西原町をもっとステキなまち（暮らしやすいまち）にするために何に力をいれるべきだと思いますか？（最もあてはまるもの3つまで）



Q.西原町をもっと好きになるため（よくするため）のアイデアや意見があれば教えてください。



【主な意見】

- ・夜だとしても暗いところがあるからもっと街灯を増やしてほしい。道が狭い。
- ・室内でも思いっきり遊べる施設をつくってほしい。
- ・学校とかの環境を良くしてほしい。
- ・西原のことについてもっと考える機会をつくる。
- ・豊かな自然環境を守るために、地域でゴミ拾いなどをしたほうがいいかなと思う。
- ・公園が今より綺麗だったらいいな。
- ・もっと行事やイベントを増やして西原町全体を盛り上げてほしい。

(2) 一般（高校生以上）アンケート

調査期間：令和6年9月24日～令和6年10月20日

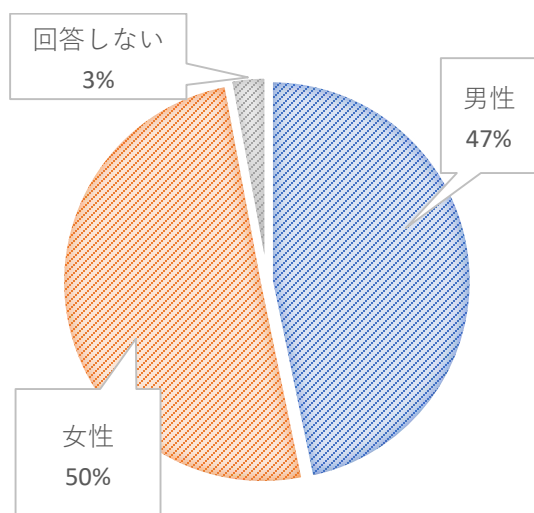
調査対象：西原町民、西原町に通学・通勤されている方

調査方法：町ホームページ、広報10月号裏表紙へアンケート協力依頼掲載（Web回答）

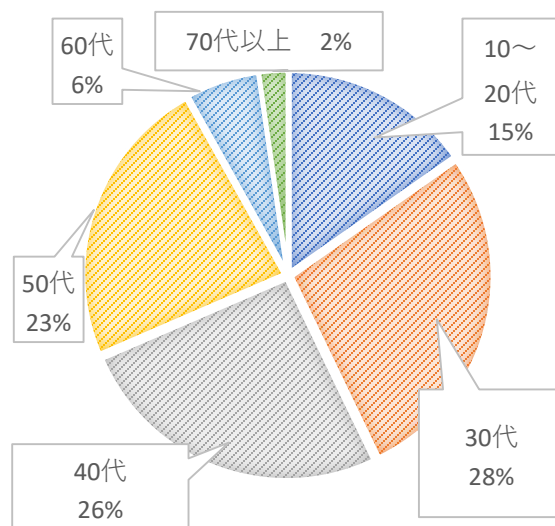
回収結果：308件

【結果概要（抜粋）】

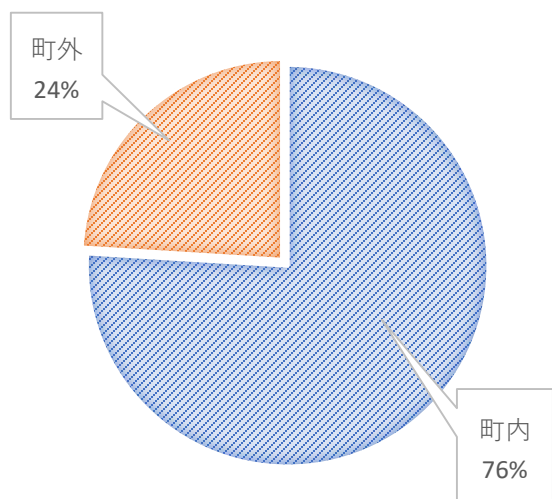
Q.あなたの性別を教えてください。



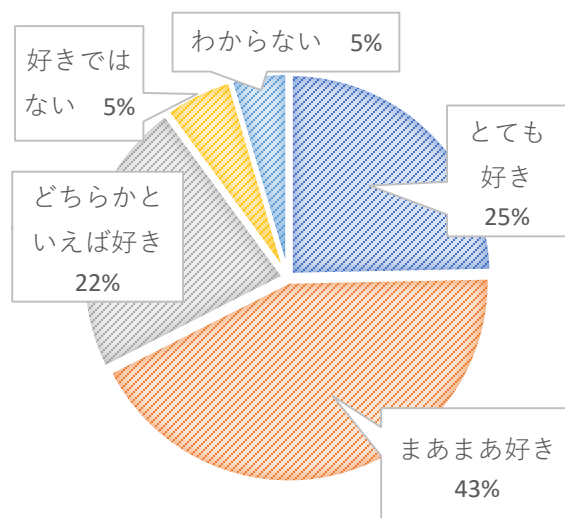
Q.あなたの年齢を教えてください。



Q.あなたの居住地を教えてください。

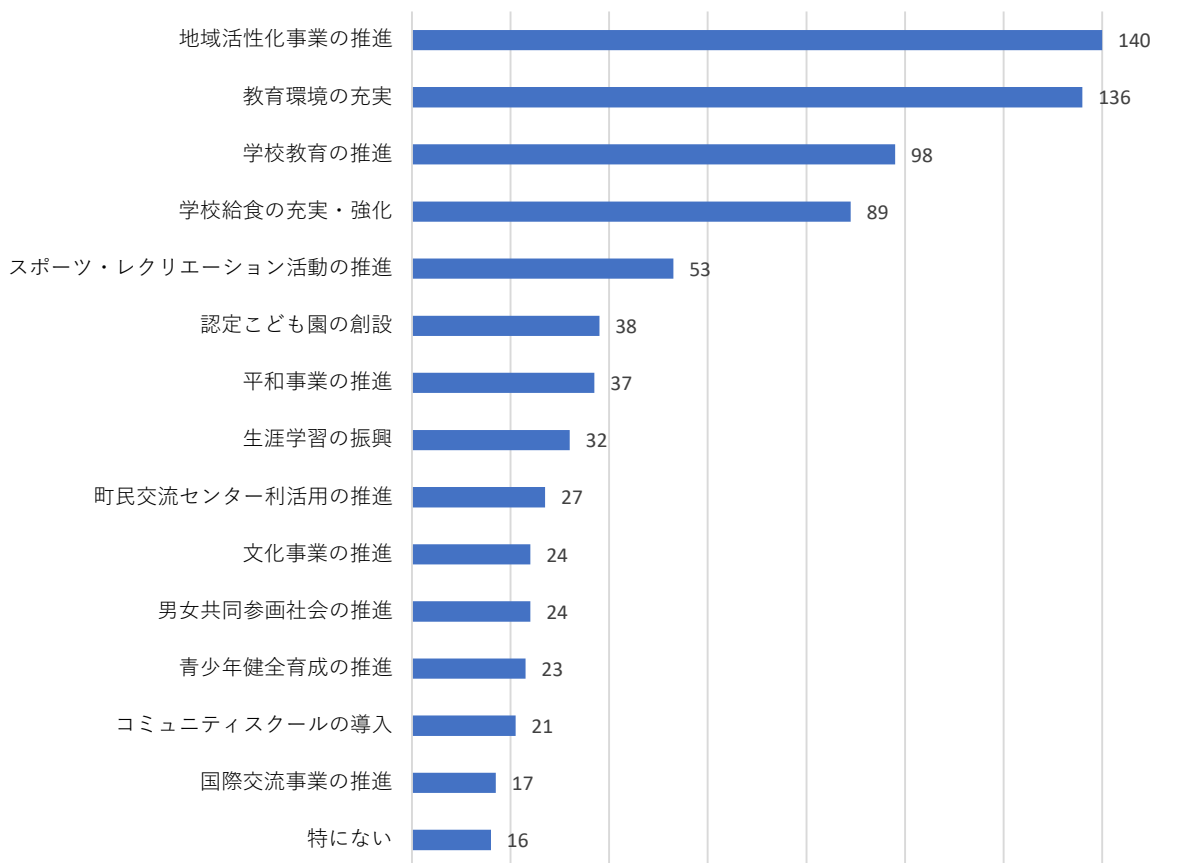


Q.あなたは西原町が好きですか？

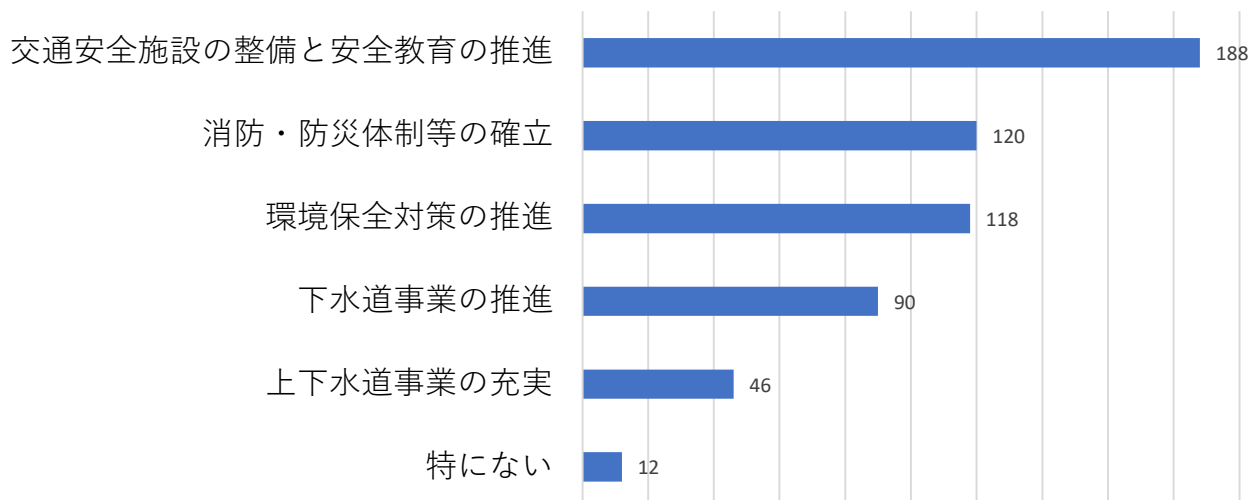


Q.「第2期西原町まちづくり指針」の重点施策のうち、向こう4年間で特に注力すべきだと考える取組を教えてください。（4つの基本方向ごとに3つまで）

平和で人間性豊かなまちづくり

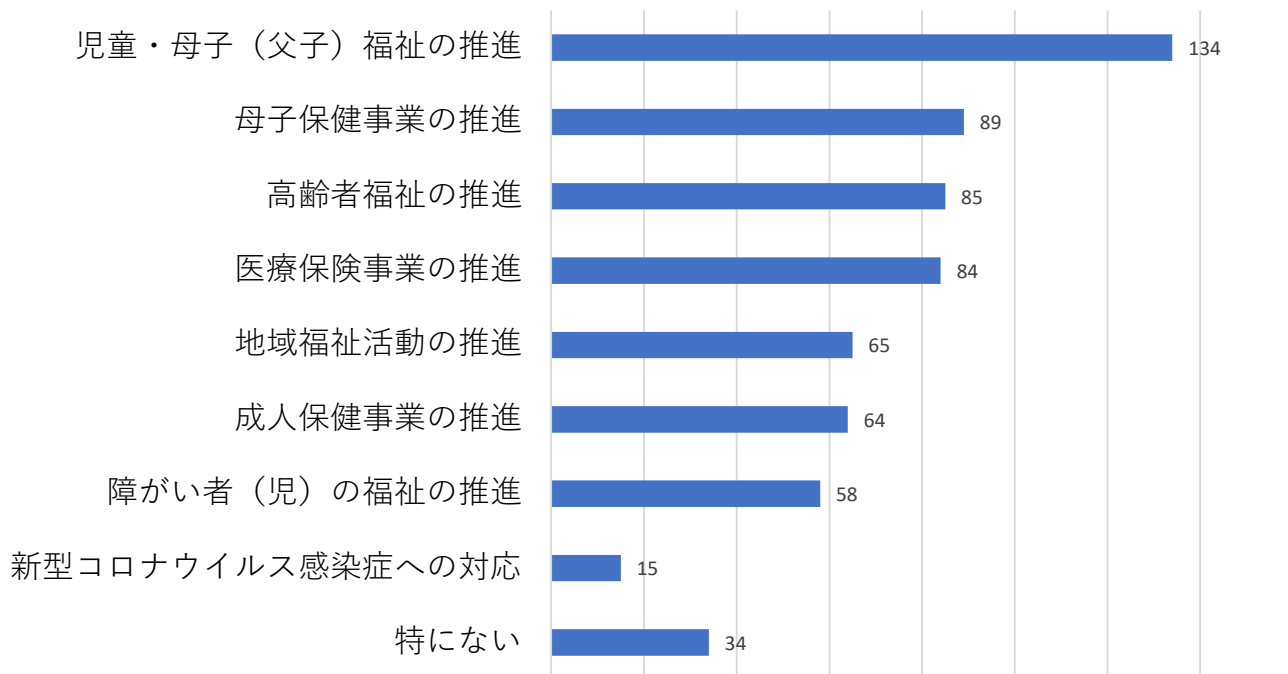


安全で環境にやさしいまちづくり

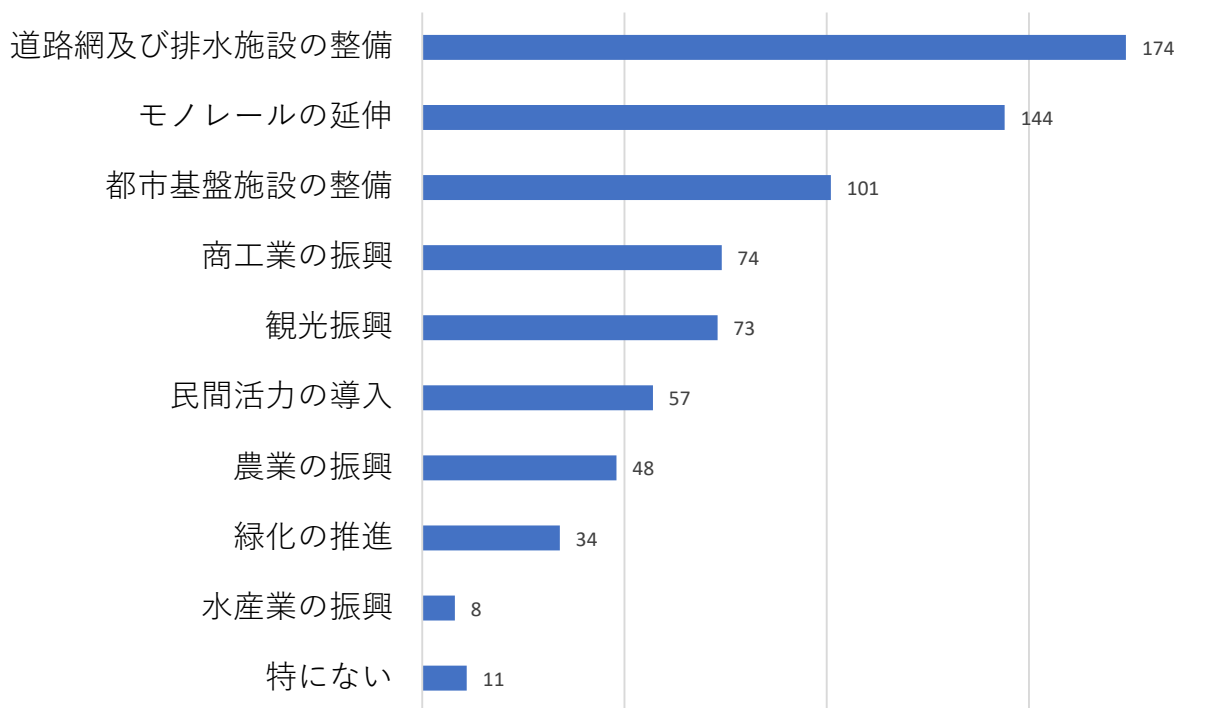


Q.「第2期西原町まちづくり指針」の重点施策のうち、向こう4年間で特に注力すべきだと考える取組を教えてください。（4つの基本方向ごとに3つまで）

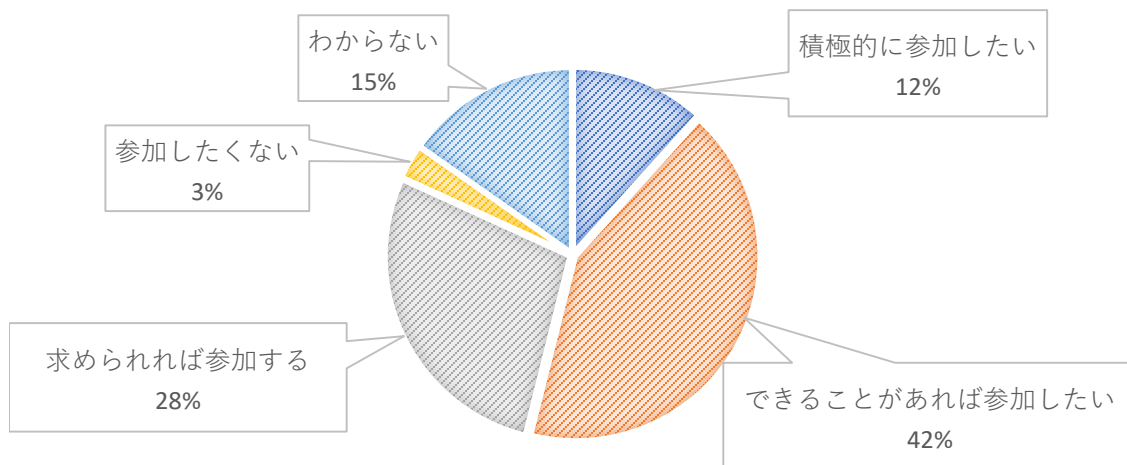
健康と福祉のまちづくり



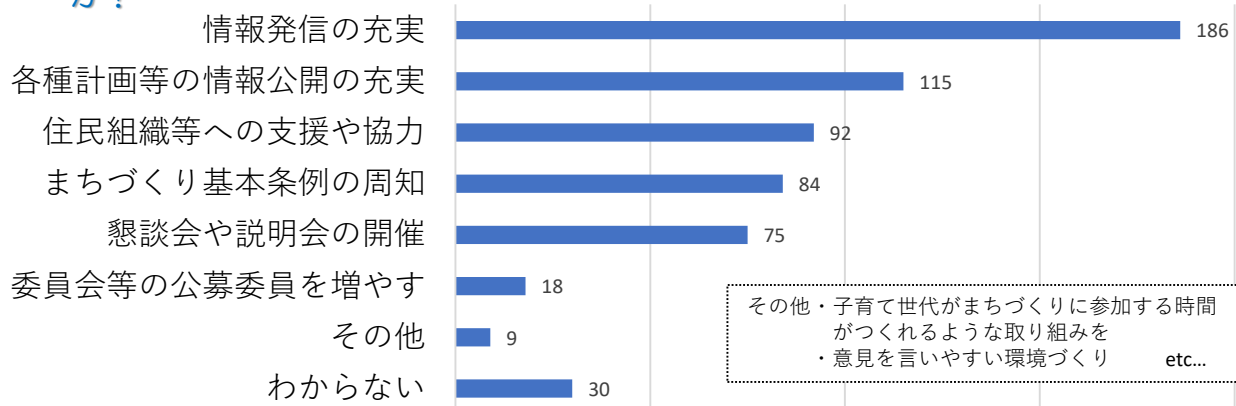
豊かで活力のあるまちづくり



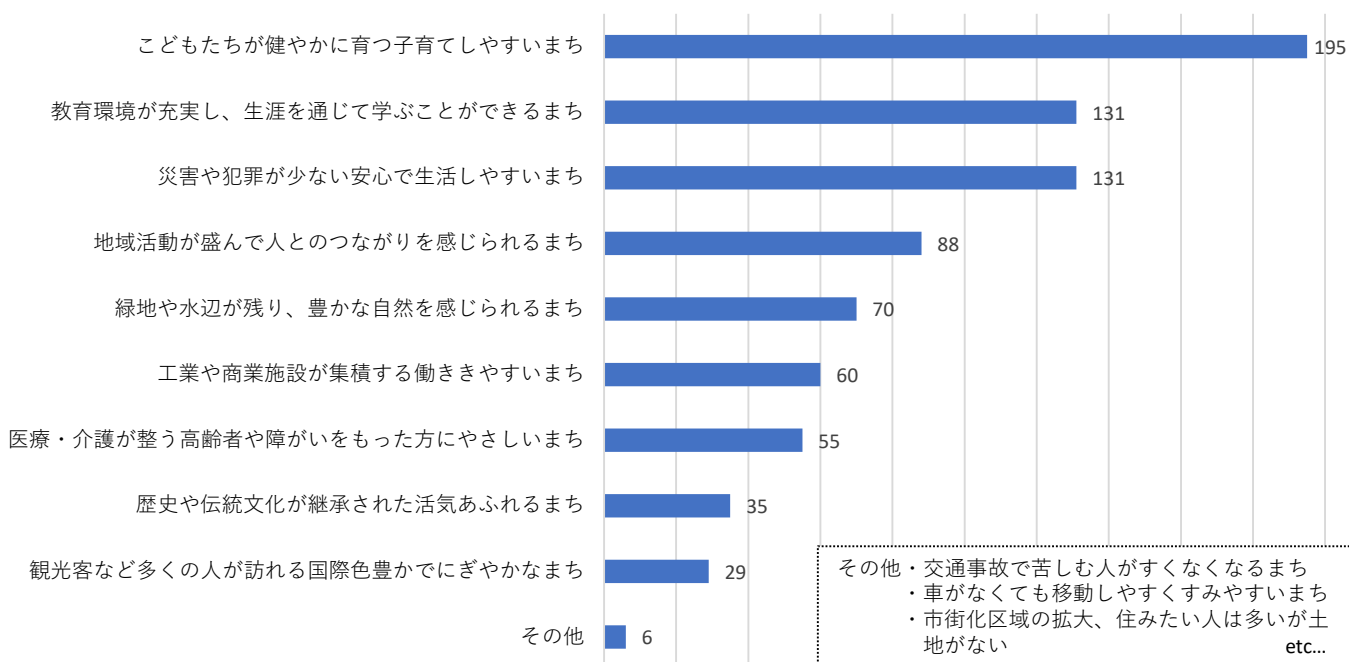
Q.あなたは今後、西原町のまちづくりに参加したいですか？



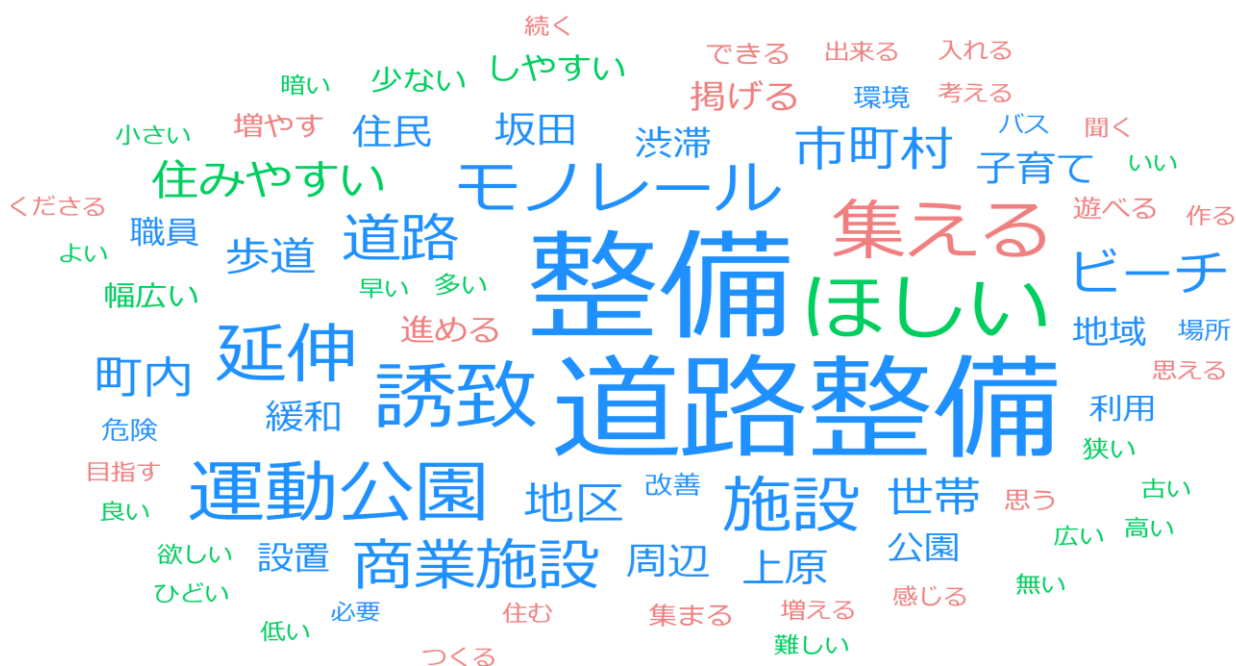
Q.あなたがまちづくりへ参加するため、町はどのようなことに力を入れるべきですか？



Q.将来（およそ10年後）の西原町はどのようになってほしいと思いますか？



Q.西原町をもっとよいまちにするためのアイデアや意見があれば教えてください。



※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析
(<https://textmining.userlocal.jp/>)

【主な意見】

- 主要交差点での渋滞、安全対策を実施し、居住地域拡大と子育てしやすい環境作りによって住民を増やす。
- 荒れ放題の畑(農地)を整備してオートキャンプ場を整備する。周辺にアクティビティ施設を設けて若者が憧れる町作りをする。
- 道路などの工事を早く終わらせる。渋滞解消により企業の生産性など経済活動の向上が図れる。
- 施設の老朽化が気になります。中央公民館、西原東小、給食センター等。お金のかかることですが、必要な施設なので計画的にお願いしたいです。
- ますます高齢化になるので、多くの高齢者が住みやすい町にしてほしい。それには公共交通機関の充実を進めることも必要なのでは。
- きらきらビーチの有効利用。津波の際の緊急避難に不安があるのでしっかり整備してほしい。
- 渋滞解消のためにも琉球大学(東口付近)までのモノレールを延伸してほしい。
- 長期的展望を伴う都市計画の立案と確実な実施。箱ものから人づくりへのシフト。
- 文教の町として、教育と国際交流をより充実してほしい。
- 工業地帯と連携し、ものづくりを通して多くの学びを得られる文教のまちとしてのブランドイメージが出来たら個性的で素敵なまちになるのではないかと思います。
- 子育て世代に目を向けたまちづくり。そのひとつとして「公園」の充実は重要だと思います。
- 西原町の昔ながらの面影や景観を失わないよう、小規模であっても残存する自然(特に在来種の多い緑地)を残す。
- 伝統行事を守りつつも、若い人たちが活発に意見を言い、まちづくりに積極的に参加し、将来を見据えた若者の意見を繁栄したまちづくりを推進して欲しい。町内にとどまらず、県外、海外も視野に入れて将来像を描けるまちづくりの推進。

2. ワークショップ

若者向けワークショップ

「にしはらみらいこども会議 ～あなたが町長ならどんなまちにしたい?～」



開催日時：（1日目）令和6年11月30日（土） 町民交流センター中ホール
（2日目）令和6年12月15日（日） 役場3階 全員協議会室

参加者：中学生4名、高校生12名、大学生等5名、
役場職員14名（指針策定職員プロジェクトチーム）

ワークショップスケジュール（1日目）

時 間	内 容
9:30 (5分)	はじめのあいさつ ・ワークショップ全体の趣旨説明
9:35 (15分)	自己紹介（各グループ内） ルール説明 ・名前と学校名は全員必須項目 ・自己紹介カード →24枚のカードから2枚選んで出た項目について話そう！！
9:50 (10分)	アイスブレイク『グループ対抗1分半時計』 ・ルール説明 ・練習（グループで合計1分になるように） ・作戦タイム ・本番（グループで合計1分半になるように） ・結果発表＆お菓子配布
10:00 (5分)	休憩（もぐもぐタイム）
10:05 (30分)	グループワーク① 『“自分年表”でこれまでの歴史を振り返ってみよう！』 ・これまでの自分の歩みを振り返りながら、今の自分がどう成長してきたかを考える。 ・グループ内発表
10:35 (5分)	休憩（もぐもぐタイム）
10:40 (45分)	グループワーク② 『“自分年表”でこれからの将来を考えてみよう！』 ・理想の10年後の姿を想像し、その過程で必要なものや理想に近づくためにどういったことにチャレンジしていく必要があるかを考える。 ・グループ内発表 ・全体共有
11:25 (5分)	まとめ おわりのあいさつ ・第2回案内

ワークショップスケジュール（2日目）

時 間	内 容
14:30 (5分)	はじめのあいさつ
14:35 (10分)	自己紹介&共通点探しゲーム（各グループ内） ・ルール説明（グループ全員に共通することをたくさんみつけよう！） ・共通点の全体共有
14:45 (10分)	グループ対抗『西原町クイズ』 ・ルール説明（全6問！グループで1つの答えを選ぼう！） ★スマホ検索禁止★ ・結果発表＆お菓子贈呈
14:55 (35分)	グループワーク① 『未来の自分を応援してくれるまちの姿を考えよう！』 ・1日目のワークも振り返りながら、10年後の理想の自分の実現には、西原町がどのようなまちになってほしいか、自分を応援してくれる施設や制度はどんなものがあつたらいいかを考える。 ・グループ内共有、他の人へのアイディア提供
15:30 (30分)	グループワーク② 『理想の西原町の木を描いてみよう！』 ・みんなの理想の姿を集めた木を作成する。根っこにはそれぞれの理想の自分を、4つの基本方向にわかれた枝葉には今後の西原町にもとめるものを付箋に表現する。
16:00 (20分)	各グループ発表（全体共有）
16:20 (5分)	町長からお礼のあいさつ
16:25 (5分)	全体写真撮影・アンケート回答

【1日目】

- ①『“自分年表”でこれまでの歴史を振り返ってみよう！』
- ②『“自分年表”でこれからの将来を考えてみよう！』

1日目のワークショップでは、「ガジマル」「ウンタママイ」「サワフジ」「ブーゲンビリア」の4つのグループに分かれ、こどもたちそれぞれが“自分年表”を作成し、これまでの自分の歩みを振り返りながら、今の自分がどう成長してきたかをグループ内で共有しました。さらに、“10年後の自分の姿”を想像してもらい、理想とする将来の姿の実現に向け、どういったことにチャレンジしていく必要があるかなどを考えました。



【2日目】

- ①『未来の自分を応援してくれるまちの姿を考えよう！』
- ②『理想の西原町の木を描いてみよう！』

2日目のワークショップでは、1日目で思い描いた理想の自分像を実現するために、“10年後の西原町”がどんなまちになってほしいか、今後どのような施設や制度があれば自分の夢の実現に近づけるかをテーマにグループ内でアイディアを出し合いました。ワークショップのまとめでは、それぞれの理想像と今後の西原町に求めるものを1つのかたちにとまとめるため、理想のまちの姿を「木」に見立てました。木の根っこ部分にはそれぞれの夢を、葉っぱ部分には町に求めるものを付箋紙で表現しました。また、木の枝は「西原町まちづくり基本条例」に定められた4つの基本方向ごとに分かれており、それぞれのアイディアがどの基本方向に沿ったものになるのかも一緒に考えることができました。

全体発表では、「カフェを経営するために、経営者サークルを開催してほしい」「シンガーソングライターになりたいので、防音室を備えた施設があったらいい」「語学力堪能なグラウンドスタッフになるために、無償の英会話教室や留学費用の助成をしてほしい」「プロスポーツ選手になりたいので、トレーニング施設を充実させてほしい」など、たくさんの夢が語られました。



3. パブリックコメント

募集期間：令和7年2月28日（金）～令和7年3月14日（金）

意見対象：町内に在住、在勤、在学の方、町内に事務所等を有する個人、法人又はその他団体

募集方法：町ホームページ、広報にしはらにて周知のうえ、郵送・FAX・メールによる提出

提出意見：10件

掲載ページ	意見等の内容	町の考え方
P2 計画期間と位置づけ	町長任期の4年間にあわせた「西原町まちづくり指針」の策定は、適切だと思います。しかし、町長、議員、職員の在任期間の違いもあり、任期途中で適時の指針精査は必要です。	本町としても、町長任期の4年間に合わせた「西原町まちづくり指針」は、機動性・柔軟性を備えた計画であり、より実効性のある計画であると考えています。なお、指針の精査については、毎年度ローリング方式による実行計画やKPIの進捗状況確認等により、適宜行っていく予定です。
P8 西原町の特徴 (強み) (弱み)	自然豊かな観光資源の開発。例えば、一例として、運玉森は本町が表の「西原富士」と呼ばれている。本町から山頂まで山道を整備して360度の絶景が一望できる展望台の設置を検討できないか。	与那原町が事業主体となって進めている運玉森「平和学習広場」整備事業（360度一望できる展望デッキ及び散策路の整備）においては、本町においても与那原町と協議書を交わし、協力して事業を推進しています。なお、本町側からの山頂までのルート整備については、山道のほとんどが与那原町域であることもあり、町としての整備は検討していません。
//	本町には、町道よりも質の高い私道がある。不特定多数の人が毎日利用している私道（公衆道路）を、道路行政の重要課題として町道への格上げを検討してほしい。	私道の町道認定については、技術的な各種条件や権利譲渡等をクリアする必要があるため、所有者からの申し出に基づき今後検討していく内容であると考えます。
P10 (1) 平和事業の推進	戦後80年を迎え、戦争体験者も高齢化、遺族会も解散、本町が主催して開催する慰霊祭と平和事業は継続してほしい。 月桃歌碑を平和学習の場所として活用する件（要望） 6月になると、県内の学校では、平和の心を持ち続けてほしいという思いを込めて月桃の歌が聞こえてくる。町内の小学校4校、中学校2校持ち回りで、毎年「月桃歌碑」の前で、壮絶な地上戦が繰り広げられた西原町の戦争体験者が、自らの体験を子供たちに語り、月桃の歌を斉唱して、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ野外平和学習の場所として活用できないか。他府県では修学旅行の事前学習として、映画「GAMA月桃の花」を鑑賞している。主題歌の「月桃歌碑」を建立している本町を戦跡ガイドコースに追加して案内できないかを「沖縄県観光ボランティアガイド友の会」に要請してはどうか。	・戦争体験者の高齢化が進む中で、慰霊祭や平和事業は、戦争の悲惨さを忘れず、平和の大切さを次世代に伝えるために非常に大切な取組です。現在、月桃の歌碑周辺へ本町の戦災状況などの説明案内版設置に向け取り組んでおり、今後は平和教育等での活用を検討しています。また、「月桃」の歌が県内の学校で歌われていることは、この歌が持つ平和への思いが深く根付いていることが伺え大変すばらしいことだと考えています。引き続き関係機関とも連携しながら、本町が持つ歴史・文化的な資源を最大限に活用し、平和の尊さを次世代へとつなげていくための取組を推進します。 ・「沖縄県観光ボランティアガイド友の会」へのガイドコース追加の要請について、本町を訪れる人々に対して、歴史や文化を深く理解していただく機会の提供方法として今後検討します。

掲載 ページ	意見等の内容	町の考え方
P14 (1) 交通安全 施設の整 備と安全 教育の推 進 (2) 消防・防 災体制等 の確立	坂田周辺地域は、西原町まちづくり指針（案）や西原町都市計画マスタープランで本町の玄関・サブ核さらに交通結節点として位置づけられ、今後益々西原町の発展に寄与することが期待されております。その中で坂田区の道路は、昭和48年の当時に「一般の通行の自由に供することを条件」に開発され、区内にはこれまでに病院や高齢者施設等も立地し、区内の道路は公衆用道路として不特定多数の方々に使用されて50年経過します。そして県道那覇北中城線、浦添西原線の拡幅工事に伴い、さらに道路機能を発揮することが求められています。しかし、坂田区の道路は、側溝の崩落、マンホール蓋の露出、雨天時には水溜りが出来るなど道路の安全確保が緊急の課題となっております。なお、道路は通行機能だけではなく、水道管やガス管などの社会生活に欠かせない重要な基幹インフラや地域防災とも深く関連しております。特に坂田区は、地滑り災害計画区域に接しており、災害から町民の生命・財産を守るためにも、日頃から道路の維持管理に努める必要があり、地域や民間活力だけでは限界があります。行政がリーダーシップを発揮し、安全・安心のまちづくりのための基幹インフラであり、本町の玄関・サブ核さらに交通の結節点の区域内にある坂田区の道路修繕にスピーディーに対応していただけるよう要望します。	道路の維持管理については、防災・減災面からも適切に対応していく必要があることから、今後も町内の道路環境の把握に努めるとともに、対応が必要な箇所については、優先順位を判断しながら早期対応に努めます。
P14 (3) 環境保全 対策の推 進	保全すべき環境の一つに、「小那覇川の mangrove と干潟生物」があげられる。西原町では唯一 mangrove が生息している地点である。また、1本のみなで貴重なため、保全すべきであり、「小那覇川 mangrove の 1 本木」というようにアピールもできる。また、この河口の干潟部分には、絶滅危惧種であるシオマネキが生息している。こちらも西原町では唯一の生息地である。文献でも西原町での確認事例がある。また、私自身の目視で、2021年と2022年にも確認している。非常に貴重で、保全すべき地点であるにもかかわらず、よくある生物紹介の立て看板のような物もなく、歩いて傍から観察できるようなスロープもない。保全すべきであり、もっとアピールしてもよいし、学校の理科や環境学習にも最適と思われる。マスタープランやまちづくりの計画にも、mangrove や干潟の生物について、一言も見当たらないのは、もったいなく感じるし、記載すべきである。	「小那覇川の mangrove と干潟生物」については、保全すべき環境の一つと考えていますが、本町の代表的な自然環境であるとは言いえないため本指針への掲載は見送ります。また、当該場所へ立ち入るためには法人所有の管理地等を通る必要があり、安全確保策や看板等の設置に対する管理者の許可が必要であるため、現状として当該場所を環境学習等で活用するための条件が整備されていないと考えます。当該 mangrove については、周辺地域の今後の開発状況も踏まえ、対応を検討します。
P19 (4) 都市基盤 施設の整 備	本町の隣接市町村は、確実に地域が活性化して人口が増加している。住宅の供給等及び住宅地の供給を着実に進める必要があります。	本町においては、令和5年度末より144.4ヘクタールの市街化区域拡大が実現し、住宅建築基準の緩和等により土地利用の幅が広がっています。また、西地区土地区画整理事業の早期進捗に努め、町のサブ核として賑わいのあるまちづくりを目指します。さらに、本町の土地利用の方向性を示す「西原町都市マスタープラン」の改定に取り組んでおり、当該計画に基づき、土地利用検討地区を中心に住宅地の供給等による地域の活性化を図ります。
P24 施策の KPI	下水道事業の推進において、下水道整備率が38.1%（R6）から82.4%（R10）に目標設置されていますが、予算の裏付けはあるのでしょうか。また、どの地区から整備していくのか具体的な計画があればご教示ください。	・整備率の向上を図るため、令和5年度に事業費275,000千円の新たな補助事業を導入しています。これまでの継続補助事業と併せて令和10年度までに365,000千円の計画で下水道整備を推進します。 ・既存集落地区を優先的に整備する計画となっており、具体的には棚原、坂田ハイツ、安室、桃原、上原棚原区画整理完了箇所及び西地区土地区画整理箇所等となっています。
P25 施策の KPI	医療保険事業の推進において、国民健康保険特別会計赤字累積額391,899千円（R6）をR10目標値で0円にするのとありますが、どのようにして0円にするのか、具体的な方策はあるのでしょうか。	「西原町国民健康保険特別会計の累積赤字解消計画」に基づき、累積赤字解消に取り組んでおり、令和7年度までに計画に基づく三度目の税率改定を実施し単年度赤字の縮小を図るとともに、毎年度計画的に一般会計から赤字補填のための繰入を実施しています。また、特定健診受診率や特定保健指導率の向上等に努め、医療費の抑制を図ります。
指針全体 にかかる 意見	「第3期 西原町まちづくり指針」は、西原町の魅力や資源を最大限に掘り起こし、全国に情報を発信して認知を高める行動が必要です。その為に、魅力的なホームページの作成、SNS、動画による発信、パンフレットやガイドブックなどのツールづくりが必要です。	西原町の魅力や資源を発信し、全国への認知度向上・誘客促進を図るため、令和6年度に観光PR動画と観光ガイドブックを制作しました。これらのツールを活用して、県内外へ広く西原町の魅力を幅広く発信していきます。また、町公式ホームページについてもリニューアルを実施し、情報発信力の強化に努めます。



町章

町章は、昭和43年7月に制定され、町名の頭文字の「西」を図案化し、円は町民の融和団結を、翼は町勢の雄飛発展の姿を表現、輝く西原町の将来を簡明に力強く象徴したもの。

町民憲章

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 一、わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたしたちは、つねに学び、文教の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたしたちは、だれにも親切にし、互いに助け合いましょう。
- 一、わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。
- 一、わたしたちは、時間を守り、すすんであいさつをしましょう。

昭和57年11月1日制定



町木：ガジマル



町花木：サワフジ



町花：ブーゲンビリア



第3期西原町まちづくり指針
令和7年（2025年）3月

発行：西原町

編集：西原町 総務部 企画財政課

〒903-0220

沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

TEL:098-945-4533 FAX:098-946-6086

※掲載されている写真は、町広報紙や各事業の様子として撮影した写真のほか、「『私が紹介したい西原町』フォトコンテスト」（R6.10月～12月）に寄せられた写真です。この写真の著作権は、西原町観光まちづくり協会が有しています。

